特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号

兵庫県豊岡市瀬戸77番地の23
清算株式会社　株式会社佐藤商店
代表清算人　佐藤　直彦

1　決定年月日　令和７年６月13日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所豊岡支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第４号

静岡市葵区岳美20番36号
清算株式会社　株式会社自然の力農園
代表清算人　稲葉　幸夫

1　決定年月日　令和７年６月13日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社と協定債権者である株式会社メンテックカンザイ（以下、単に「協定債権者」という。）は、本協定の認可決定の確定日にて、清算株式会社の協定債権者に対する売掛金債権269万0940円と、協定債権（長期未払金及び長期借入金合計１億0033万8666円）とを、対当額で相殺する。

2　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。

3　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額（但し第１項による相殺後の残額）から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

静岡地方裁判所民事第２部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始